

改正後	改正前
<p>（法第十五条に関する事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5   法第十五条第一項第三号の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 求人者が船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号。以下この項において「令」という。）第一条第一号、第二号又は第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（イ及びロにおいて「違反行為」という。）をした場合であつて、法第十五条第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合</p> <p>イ 求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。</p> <p>ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百三十一条第一項（同法第二百三十一条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること。</p>	<p>（法第十五条に関する事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（新設）</p>

- 
- (1) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（(2)において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。
- (2) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、経過期間が六月を超えないときに限る。）であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。
- (3) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。
- 二 求人者が令第一条第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（イ及びロにおいて「違反行為」という。）をし、法第九十八条第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合
- イ 求人者の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。
- ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、求人者の
-

申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこととその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三 求人者が令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（イ及びロにおいて「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、求人者の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこととその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四 求人者が令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為（イ及びロにおいて「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにお

いて「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、求人  
申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていない  
こと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこ  
とその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響  
を及ぼすおそれがあること。

五 求人者が令第一条第七号に掲げる法律の規定に違反する行為（イ  
及びロにおいて「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業  
等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法  
律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であ  
つて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認され  
た場合

イ 求人者の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われてい  
ないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していな  
いこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する  
前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにお  
いて「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、求人者  
申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていない  
こと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこ  
とその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響  
を及ぼすおそれがあること。

6||

(略)

(法第十六条に関する事項)

第四条 法第十六条第二項の国土交通省令で定めるときは、次のとおり  
とする。

一 求人者の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者（次号にお  
いて「紹介求職者」という。）に対して法第十六条第一項の規定に  
より明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の  
労働条件（以下この項及び次項において「従事すべき業務の内容等

5||

(略)

(法第十六条に関する事項)

第四条 法第十六条第二項の国土交通省令で定めるときは、次のとおり  
とする。

一 賃金（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十三条第二項に規  
定する報酬に限る。）の額に関する事項

「という。」の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合  
二 紹介求職者に対して法第十六条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

三 従事すべき業務の内容等を追加する場合

(削る)

(削る)

(削る)

2 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等

二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等

三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

3 法第十六条第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第七号に掲げる事項にあつては、求職者を派遣船員として雇用しようとする者に限るものとする。

一 賃金（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十三条第二項に規定する報酬に限る。）の額に関する事項

二 基準労働期間、労働時間、休息时间及び休日に関する事項

三 求職者が従事すべき業務の内容に関する事項

四 雇用期間に関する事項

五 求職者が乗り組むべき船舶に関する事項

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保

二 基準労働期間、労働時間、休息时间及び休日に関する事項

三 求職者が従事すべき業務の内容に関する事項

四 雇用期間に関する事項

五 求職者が乗り組むべき船舶に関する事項

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の適用に関する事項

(新設)

(新設)

除及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の適用に関する事項

七 求職者を派遣船員として雇用しようとする旨

4|| 法第十六条第三項の国土交通省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめこれらの方法によることができない場合において、これらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一・二 （略）

5|| （略）

第五条 削除

（法第三十五条に関する事項）

第十四条 法第三十五条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第三十六条に関する事項）

第十五条 法第三十六条に規定する届出は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、若しくは船員職業紹介所を増設し、又は船員職業紹介所の取扱職種の範囲等を変更しようとする地を管轄する地方運輸局長にしなければならない。

（削る）

2|| 法第十六条第二項の国土交通省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめこれらの方法によることができない場合において、これらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一・二 （略）

3|| （略）

（法第十八条に関する事項）

第五条 法第十八条ただし書に規定する回数とは、三回とする。ただし、求職者の身体の一時的障害により地方運輸局長の紹介する職に就くことができないため拒んだ回数は、これに含まないものとする。

（新設）

（法第三十五条に関する事項）

第十四条 法第三十五条に規定する届出は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、若しくは船員職業紹介所を増設し、又は船員職業紹介所の取扱職種の範囲等を変更しようとする地を管轄する地方運輸局長にしなければならない。

（法第三十七条に関する事項）

第十五条 法第三十七条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、

告示で定める事項を記載した許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

(法第四十二条に関する事項)

第十九条 第二条から第四条まで、第七条及び第五十条(同条の表第四号から第六号までを除く。)の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。

(法第五十五条に関する事項)

第二十五条 (略)

2 法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。以下この(2)において同じ。)の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又

第十九条 第二条から第五条まで、第七条及び第五十条(同条の表第四号から第六号までを除く。)の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。

(法第五十五条に関する事項)

第二十五条 (略)

2 法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(新設)

(新設)

は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である  
場合に限る。)を含む。)

(削る)

ヘ) 略)

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けてい  
ない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次  
に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人  
の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能  
の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の  
障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができな  
いおそれがある者である場合に限る。)

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人  
に係る前号イからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未  
成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に  
あつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係る同号  
イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に  
限る。以下この(2)において同じ。)の住民票の写し及び履歴書  
並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師  
の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認  
知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがあ  
る者である場合に限る。)を含む。)

(削る)

ヘ) 役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていな  
い場合にあつては、その法定代理人の精神の機能の障害に関する  
医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、  
判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者で  
ある場合に限る。)

ト) 略)

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けてい  
ない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(新設)

(新設)

ニ) 申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けてい  
ない場合にあつては、その法定代理人の精神の機能の障害に関す

二 前号へ及びチから又までに掲げる書類

3 (略)

(法第六十条に関する事項)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 法第六十条第五項において準用する法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号に掲げる書類(同号ハ及びリ)に掲げる書類を除く。)

二 申請者が個人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号へ、チ及びヌ並びに同項第二号ロ及びハに掲げる書類

4 (略)

(法第六十一条に関する事項)

第二十八条 (略)

2 法第六十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十五条第二項第一号へ及びチから又までに掲げる書類を、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ニに掲げる書類を、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書又は船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第二十五条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類(事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証)を添付しなければならない。

3 前項の場合において船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つてい

る医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

ホ 前号ト及びリからルまでに掲げる書類

3 (略)

(法第六十条に関する事項)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 法第六十条第五項において準用する法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号に掲げる書類(同号ハ及びヌ)に掲げる書類を除く。)

二 申請者が個人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号ト、リ及びル並びに同項第二号ロからニまでに掲げる書類

4 (略)

(法第六十一条に関する事項)

第二十八条 (略)

2 法第六十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十五条第二項第一号ト及びリからルまでに掲げる書類を、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ホに掲げる書類を、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書又は船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第二十五条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類(事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証)を添付しなければならない。

3 前項の場合において船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つてい

る他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したとき、又は法第五十五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において当該船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十五条第二項第一号りに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号二に掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

4 (略)

(法第八十九条に関する事項)

第四十二条 法第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される船員法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める措置は、勤務時間の変更、作業の転換その他の適切な措置とする。

(削る)

(削る)

2 法第八十九条第三項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第十条第一項第一号、第十三条第一号（同令第十一条第一項第一号に係るものに限る。）及び第三十二条の事項
- 二 船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）第三十九条、第四十条、第四十三条（同令第三十九条第一項に係

る他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したとき、又は法第五十五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において当該船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十五条第二項第一号又に掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ホに掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

4 (略)

(法第八十九条に関する事項)

第四十二条 法第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第十条第一項第一号、第十三条第一号（同令第十一条第一項第一号に係るものに限る。）及び第三十二条の事項
- 二 船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）第三十九条、第四十条、第四十三条（同令第三十九条第一項に係るものに限る。）及び第四十九条第一項第二号の事項

(新設)

るものに限る。)及び第四十九条第一項第二号の事項

3|| 法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるものとする。

4|| 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第四十八条の二から第四十八条の四まで及び附則第二条の規定並びに指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令(昭和四十三年運輸省令第四十九号)第三条、第五条第一項、第二項及び第五項、第六条第一項、第七条、第八条第一項並びに第八条の二第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者がその使用する」と、「これを所轄地方運輸局長」とあるのは「及びこれを所轄地方運輸局長」と読み替えるものとする。

5|| 法第八十九条第九項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条の規定による報告のうち、船員法施行規則第七十三条第一項第二号(乗組み派遣船員に係るものに限る。)に規定するものは、派遣先の船舶所有者がしなければならない。

6|| (略)

(法第百三条に関する事項)

第四十六条 国土交通大臣又は地方運輸局長が、法第百三条の規定により事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すときは、交通政策審議会又は地方交通審議会の意見を聴かなければならない。

(法第百七条に関する事項)

第四十九条 (略)

2|| 法第八十九条第三項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるものとする。

3|| 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第四十八条の二から第四十八条の四まで及び附則第二条の規定並びに指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令(昭和四十三年運輸省令第四十九号)第三条、第五条第一項、第二項及び第五項、第六条第一項、第七条、第八条第一項並びに第八条の二第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶所有者がその使用する」と、「これを所轄地方運輸局長」とあるのは「及びこれを所轄地方運輸局長」と読み替えるものとする。

4|| 法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条の規定による報告のうち、船員法施行規則第七十三条第一項第二号(乗組み派遣船員に係るものに限る。)に規定するものは、派遣先の船舶所有者がなければならない。

5|| (略)

(法第百三条に関する事項)

第四十六条 国土交通大臣又は地方運輸局長が、法第百三条第一項及び第二項の規定による事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すときは、交通政策審議会又は地方交通審議会の意見を聴かなければならない。

(法第百七条に関する事項)

第四十九条 (略)

<p>2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、次に掲げる国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第九十八条第一項及び第四項の規定による命令、同条第二項の規定による勸告並びに同条第三項の規定による公表</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第五十一条 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、次に掲げる国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第九十八条第一項及び第二項の規定による命令</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第五十一条 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(第十五条の規定による申請にあつては、提出者の業務を行おうとする地を管轄する地方運輸局長)を経由して提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--